

【Q： 役員報酬】

Q 定款準則第8条において「役員の報酬については、勤務実態に即して支給すること」と規定されていますが、この勤務実態の具体的な内容について教えてください。

A

1 勤務実態の判断基準に関する明確な規定は定められていないが、報酬は、勤務時間・勤務形態等に応じたものでなければならず、具体的な担当業務が無く勤務実態のない理事等を対象に報酬を支給することは、合理的な支給の根拠を欠くものと考えられるため、理事会等において、業務の必要性や報酬額について慎重に検討し、役員報酬規程を定めることが求められています。

2 報酬の財源に対する制約としては、

(1) 措置費収入を財源とする社会福祉法人の役員報酬は、当該施設の経理区分において発生した預金利息収入（運用収入）を法人本部経理区分に繰入れて法人本部運営経費に充当が可能であり、役員報酬の財源とすることができます。

ただし、理事長又は理事が施設長等を兼務している場合は、理事長又は理事の報酬の財源とすることはできないこととなっています。

また、前期末支払資金残高についても法人本部の運営経費に充当できる場合があります。

なお、保育所運営費については、平成12年3月30日付児発第299号によって、一定の場合に他施設経費への充当が認められていますが、役員報酬に充当することはできないので注意が必要です。

(2) 介護保険収入や支援費収入を財源としている社会福祉法人の役員報酬は、(1)のような明確な財源制約はないが、法人の収支状況からみて、社会的批判を受けるといった高額又は多額になることは、実質的な配当とみなされ、県民の信頼と期待を損なうおそれがあります。